

特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限の 緩和(事業再開)に当たっての感染防止対策の例

福島県

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」
(令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス
感染症対策推進室長事務連絡)抜粋を参考に作成

はじめに

本県においては、緊急事態宣言の延長に伴い、福島県緊急事態措置に基づく施設の使用制限についても5月31日まで延長したところですが、県内の感染状況や近隣県の対応、業種ごとの感染拡大予防に関するガイドラインの策定状況などを踏まえながら、施設の使用制限の早期の解除を検討することとしました。

事業者の皆さまにおかれましては、今後の事業再開に向けて、この資料を参考に感染防止対策等の準備を進めていただくとともに、関係する業界団体の皆さんには、この資料を参考にガイドラインの策定をお願いいたします。

なお、今後、国から業種や施設の種別ごとのガイドラインが示された際には、当該ガイドラインの内容も踏まえた、一層の感染防止対策に取り組まれるようお願いいたします。

1.劇場や観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場等

施設管理者等によって、

- ア マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- イ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- ウ 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること

なお、これらの施設で開催する催物（イベント等）に関しては、催物（イベント等）の開催制限に応じて、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。

2.博物館、美術館又は図書館等

施設管理者等によって、

- ア マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- イ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ウ 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること

等の対策に加え、必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保されるなどの徹底した感染防止対策を行うこと。

3.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

施設管理者等によって、

- ア マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- イ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- ウ 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること

等の対策に加え、従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染症対策を行うこと。

4.パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技施設

施設管理者等によって、

- ア マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- イ 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ウ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- エ 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆるBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

等の徹底した感染防止対策を行うことにより、「3つの密」が発生しない環境にすること。

5.食堂、レストラン、喫茶店などの飲食店

- ア 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における
 多人数での使用を控える
- イ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に
 空けるなど、三密の環境を徹底的に排除する
- ウ 接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な
 消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- エ 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速
 かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること
- オ 酒類の提供時間についても配慮する等の感染防止対策を行
 うこと。

2020年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(抜粋)

(各業種に共通する留意点)

○基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む)
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・ 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・ 施設の消毒

(症状のある方の入場制限)

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

(感染対策の例)

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
 - ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
 - ・ 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
 - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
 - ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。(手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。)

(トイレ)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(休憩スペース) (※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要 となる可能性がある。

※業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

【別紙2】

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック					—	
	従業員への衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								